

（ 仮 称 ） 尻 別 風 力 発 電 所

環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 26 年 9 月

風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催場所 寿都町磯谷会館	2
①開催日時	2
②来場者数	2
(2) 開催場所 蘭越町介護予防センターみなと	2
①開催日時	2
②来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地の意見の概要及び事業者見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

環境影響評価法第16条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨を及びその他の事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1カ月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成26年7月23日（水）

(2) 公告の方法

- ① 平成26年7月23日（水）付の「官報」に公告を掲載した。 [別紙1 参照]
- ② 上記公告に加え、次のお知らせを実施した。
 - ・平成26年7月23日（水）付の「日刊新聞に折込チラシ」にて配布。
北海道新聞、読売新聞、朝日新聞 [別紙2 参照]
 - ・寿都町役場の広報誌「暮らしのお知らせガイド」平成26年7月号に掲載。
[別紙3 参照]
 - ・蘭越町役場より「チラシ」配布、平成26年8月初旬 [別紙4 参照]
 - ・日本風力開発株式会社のホームページに準備書の届出について掲載。 [別紙5 参照]
 - ・北海道庁のホームページに掲載。 [別紙6 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎2箇所にて縦覧を実施した。また、日本風力開発株式会社のホームページにおいて、インターネットを利用して公表した。

① 自治体庁舎

- ・寿都町役場2階産業振興課前（寿都町字渡島町140番地1）
- ・蘭越町役場2階総務課前（蘭越町蘭越町258番地5）

② インターネットの利用による公表

- ・日本風力開発株式会社のホームページに準備書及び要約書を公表した。
[別紙7 参照]
- ・北海道のホームページより日本風力開発株式会社のホームページにリンクすることにより自治体ホームページから準備書及び要約書が参照可能とされた。
[別紙6 参照]

(4) 縦覧期間

平成26年7月23日（水）～平成26年8月22日（金）まで。

自治体庁舎は開庁時の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）とし、インターネットについては縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	4名
(内訳)	
寿都町役場	1名
蘭越町役場	3名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は263回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会

環境影響評価法第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会開催の公告は準備書縦覧の公告と同時に行った。

(1) 開催場所 寿都町磯谷会館

① 開催日時

平成26年8月5日 18時00分から20時00分

② 来場者数 14名

(2) 開催場所 蘭越町介護予防センターみなと

① 開催日時

平成26年8月6日 18時00分から20時00分

② 来場者数 17名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

環境影響評価法第18条第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する方の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年7月23日(水)から平成26年9月5日(金)まで
(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見箱への投函

② 弊社への郵送による書面の提出

[別紙8、9参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 及び事業者見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規程に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は、21件（3通）であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は4件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要及び事業者見解

1. 騒音、低周波音について

No.	意見の概要	当社の見解
1	低周波音に関して 基礎工事においてビル建築に用いられる 免震工法を取り入れれば低周波音の発生 を防げると思うのですがいかがでしょう か。	風車から発生する音は、ブレードの回転により発生 する空力音（ブレードの風切り音）と風車内部の機 器類に起因する機械音が合成された音です。風車内 部の機器類に起因する機械音の対策として機器類か らの振動を低減（現在は、研究段階）することは有 効だと考えられますが、免震工法により風車自体の 揺れを抑える方法はそぐわないと考えております。

2. 方法書に対する経済産業大臣の勧告について

No.	意見の概要	当社の見解
2	経済産業省大臣勧告の準備書への反映 状況について、第2具体的事項の6に対 し、「…沈砂池等の処理については、p 2.2-24に記載しております」と述べてい るが、沈砂池の構造が例示されているだ けで、処理能力や処理方法が具体的に示 されていない。まじめな回答とは思われ ない。 経済産業省大臣勧告の準備書への反映 状況について、第2具体的事項の11に対 し、「p8.1.4-100、107、131等に記載し ております。」と述べているが、記載され ていない。	沈砂池についての処理方法はp2.2-24のとおり、土 砂を沈降させながら地下に浸透させる計画です。処 理能力についてはp8.1.2-10のとおり、各改変面積に 対して必要な沈砂池面積を計画しております。 また、大臣勧告の準備書への反映状況については、 間違ったページを記載しておりました。正しくは p8.1.5-22で、具体的には以下のとおり記載しており ます。訂正の上、お詫び致します。 「風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う改変 により、落葉広葉樹林、トドマツ植林、ササ群落、 オオイタドリ・オオヨモギ群落、自然裸地（砂浜）、 牧草地、休耕地・放棄耕作地、人工裸地、道路の一 部が消失すると予測する。しかしながら、改変は風 力発電機の設置箇所及び一部の搬入路に限定され、 落葉広葉樹林の改変率は0.00～0.27%、針葉樹林の 改変率も0.00～0.56%と小さいこと、既設道路を利用 することで樹林の伐採面積を抑える計画であるこ とから、造成等の一時的な影響及び地形改変及び施

		設の存在による植物相及び植生への影響は小さいものと予測しております。
--	--	------------------------------------

3. 動植物・生態系について

No.	意見の概要	当社の見解
3	「質問と要望」の12,13,14の回答で「準備書のp8.1.4-70の「第8.1.4-14図 重要な底生動物の確認位置」で、改変区域を重ねておりますが、沢に重なっているところがないことをご確認いただけるか思います。」と述べているが、この図のどこにも改変区域が示されていない。それだけでなく他の図においても改変区域が示されてない。このことは準備書の致命的欠陥である。	説明会のご質問でありました「質問と要望」の改変によるムカシトンボの生息環境の減少、ザリガニの生息環境の減少及び泥水流入によるザリガニの消滅については、第8.1.4-14図で改変区域と生息区域とが重なっていないことをご説明いたしました。しかし、図面が印刷の関係ではっきりと見えなくて申し訳ありません。評価書ではっきりと色づけさせていただきます。凡例にございますように、改変区域はピンク色の塗りで示しております。他の図においても同様に改変区域を示しております。参考に拡大図を別紙10に示します。
4	底生動物の現地調査が不十分である。春季6日、夏季6日、秋季6日を当てているにすぎない。また、日数だけでなく、調査地点にも問題がある。ザリガニ、ムカシトンボの調査地点は源流部の沢となっているが、源流部以外にもザリガニ、ムカシトンボが生息している可能性がある。	調査日数は対象事業実施区域とその周辺の状況をふまえて計画をたてており、春季、夏季、秋季の適切な時期に現地調査を実施できたものと考えております。また、河川の大小や上流から下流、池など、異なった環境でのサンプル採取を行っておりますので、周辺に生息している底生動物相は概ね把握できたと考えています。 ニホンザリガニやムカシトンボを含む底生生物調査については、生息環境の全ての個体を確認する調査ではなく、対象事業実施区域及びその周辺における生息可否を目的に実施しております。ご指摘の通り、両種は源流部以外にも生息している可能性がありますが、特にニホンザリガニは移動能力が低く（「北海道の離島におけるニホンザリガニの分布」川井・佐藤 2006/利尻研究(25)）、小さな沢の源流部に生息する可能性の高い種であること、また改変区域から影響の及ぶおそれが距離的に近いことをふまえて、特に源流部に重点化した調査を行っております。 ムカシトンボは、水中で生活する幼虫期は河川源流域に限って生息しますが、飛翔可能になった成虫は林内や樹上で確認されます（「蝦夷の蜻蛉」/広瀬・伊藤 1993）。特に繁殖期の初期には、成虫は丘の上などの地形的特徴のある場所に集まったのち分散する行動が見られることから（「昆虫と自然 8月増大号

		vol.43,No.9」より、「ムカシトンボ生態について-私の観察ノートから-」/木村 2008/(株)ニューサイエンス社)、ニホンザリガニと比べると移動性が高く、水域のつながっていない沢と沢の間の移動も容易な生きものであると考えられます。
5	エゾサンショウウオについて、改変による生息環境の減少・喪失に関わる影響予測(8.1.4-120)を「本種の生息環境である落葉広葉樹林の各群落の改変率は0～0.27%と小さいから、改変による生息環境への影響は小さいものと予測する」としているが、改変率の大きさと生息環境への影響の大きさはかならずしも比例するものとは限らないではないか。また移動経路の遮断・阻害に関わる環境予測(8.1.4-121)を「落下後の這い出が難しいU字溝は採用しないこととし、生息環境の分断を低減することから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいものと予測する」としている。しかし、U字溝を採用しないことがどれほどの効果をもたらすかはわからない。さらに濁水の流入による生息環境の悪化に関わる影響予測(8.1.4-121)を「工事による濁水は、沈砂池等により適切に処理されることから、濁水の流入による生息環境への影響は小さいものと予測する」としている。しかし沈砂池の位置が適切でなかったり、きちんと機能しなかったりすると濁水の影響を小さくすることができないと思われる。「質問と要望」の11に対する回答で産卵場所はほとんど改変場所以外だとして壊滅的打撃を否定しているが、改変域外に悪影響を及ぼす可能性を考慮していない。	動植物の予測において、従来は定性的な予測を行っていましたが、可能な範囲で定量的に予測を行うことに努めております。その1つの手法として、改変率を算出した上での生息環境の減少・喪失を予測しております。 U字溝を採用しないという環境保全措置は、農業土木学会論文集 Trans. of JSIDRE No.235, pp.77～78 (2005.2)「U字溝に設置したフタがニホンアカガエルの生息に及ぼす効果」(水谷正一、高橋伸拓、林光武)、H23 農業農村工学会大会講演会講演要旨集「実験水路を用いたカエル類のU字溝水路への転落に関する研究」(工藤直人、水谷正一、後藤章)などの研究の成果によれば、その効果が示されております。また、工事中は濁水も流入させないこととしています。なお、沈砂池についての処理方法はp2.2-24のとおり、土砂を沈降させながら地下に浸透させる計画です。また、処理能力についてはp8.1.2-10のとおり、各改変面積に対して必要な沈砂池面積を計画しております。加えて、沈砂池の管理にも努めることから、影響は小さいと判断しております。

6	ムカシトンボについて、改変による生息環境の減少・消失に関わる環境予測 (8.1.4-125) を「本種の生息環境となりうる沢や河川は改変されないことから、改変による生息環境への影響は小さいものと予測する」としている。しかし本種の生息環境となりうる沢や河川とはどういふものが明らかにされてないし、現地調査では未確認であっても、実際には生息していることもありうることを無視している。濁水の流入による生息環境の悪化に関わる環境予測 (8.1.4-127) を「工事による濁水は、沈砂池等により適切に処理することから、濁水の流入による生息環境への影響は小さいものと予測する」としている。しかし沈砂池の位置が適切でなかったり、きちんと機能しなかったりすると濁水の影響を小さくすることができないと思われる。	河川の大小や上流から下流、池など、異なった環境でのサンプル採取をしておりますので、周辺に生息している底生動物相は概ね把握できたと考えています。 ムカシトンボは、水中で生活する幼虫期は河川源流域に限って生息しますが、飛翔可能になった成虫は林内や樹上で確認されます(「蝦夷の蜻蛉」/広瀬・伊藤 1993)。特に繁殖期の初期には、成虫は丘の上などの地形的特徴のある場所に集まったのち分散する行動が見られることから(「昆虫と自然 8 月増大号 vol.43,No.9」より、「ムカシトンボ生態について-私の観察ノートから-」/木村 2008/(株)ニューサイエンス社)、ニホンザリガニと比べると移動性が高く、水域のつながっていない沢と沢の間の移動も容易な生きものであると考えられます。調査の結果、周辺の沢に広く生息している可能性があることがわかりました。このため、工事にあたっては、濁水を流入させないこととしています。なお、沈砂池についての処理方法は p2.2-24 のとおり、土砂を沈降させながら地下に浸透させる計画です。また、処理能力については p8.1.2-10 のとおり、各改変面積に対して必要な沈砂池面積を計画しております。加えて、沈砂池の管理にも努めることから、影響は小さいと判断しております。
7	ザリガニについて、改変による生息環境の減少・喪失に関わる影響予測 (8.1.4-131) を「生息環境である池沼、沢や河川は改変されないことから、改変による生息環境の減少・喪失の影響は小さいものと予測する」としているが、エゾサンショウウオと同様、改変域外への影響を想定していないのは問題である。また濁水の流入による生息環境の悪化に関わる影響予測 (8.1.4-131) を「工事による濁水は、沈砂池等により適切に処理することから、濁水の流入による生息環境への影響は小さいものと予測する」としている。しかし、沈砂池の位置が適切でなかったり、きちんと機能しなかったりすると濁水の影響を小さくすることができないと思われる。	エゾサンショウウオと同様になりますが、工事中は濁水を沢や河川に流入させないこととしていることから、改変域外への影響は小さいと考えております。なお、沈砂池についての処理方法は p2.2-24 のとおり、土砂を沈降させながら地下に浸透させる計画です。また、処理能力については p8.1.2-10 のとおり、各改変面積に対して必要な沈砂池面積を計画しております。さらに沈砂池の管理にも努めることから、影響は小さいと判断しております。

8	評価の結果(8.1.4-132)で「造成等の施工による重要な種への一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種への影響は、現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する」としている。しかし、影響の回避、低減がどの程度なされるのかが明らかでない。定量的に示すべきである。	「8.2 環境の保全のための措置」において、「8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した予測の実施に当たり、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全措置の内容、方法及び実施主体等について整理した結果をp8.2-14～p8.1-16、p8.2-20～p8.2-22に示しております。なお、動植物の基盤となる植生については緑化により影響を低減する計画であり、2章のp2.2-16の「b. 緑化に伴う植栽計画」に緑化面積などを具体的に記載しております。
9	ヒロハハナヤスリについて、改変による生育環境の減少・喪失に関わる影響予測(8.1.5-26)を「消失する株については、環境保全措置として移植を実施することにより、個体群の保全に努める。以上のことから、事業の実施によるヒロハハナヤスリへの影響は低減できるものと予測する」とし、また「質問と要望」に対する回答で「移植箇所を複数設ける等、リスクの低減に努めます。また移植前には有識者の意見を改めて聴取し、有識者指導の下、移植を行う…」としているが、有識者の関与によっても移植が成功するとは限らない。	説明会のご質問でありました「質問と要望」のヒロハハナヤスリの移植については、ご指摘の通り必ず成功するとは限りませんが、事業者として移植対象種の特性、生育環境等を十分考慮した上で、有識者指導の下、移植が成功するように最大限の努力を行う所存です。
10	エゾミズタマソウについて、改変による生育環境の減少・喪失に関わる影響予測(8.1.5-26)を「消失する株については、環境保全措置として移植を実施することにより、個体群の保全に努める。以上のことから、事業の実施によるエゾミズタマソウへの影響は低減できるものと予測する」とし、また「質問と要望」に対する回答で「移植箇所を複数設ける等、リスクの低減に努めます。また移植前には有識者の意見を改めて聴取し、有識者指導の下、移植を行う…」としているが、有識者の関与によっても移植が成功するとは限らない。	説明会のご質問でありました「質問と要望」のエゾミズタマソウの移植については、ご指摘の通り必ず成功するとは限りませんが、事業者として移植対象種の特性、生育環境等を十分考慮した上で、有識者指導の下、移植が成功するように最大限の努力を行う所存です。

11	評価の結果（8.1.5-27）で「造成等の施工による重要な種及び重要な群落への一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する」としている。しかし、影響の回避、低減がどの程度なされるのかが明らかでない。定量的に示すべきである。	「8.2 環境の保全のための措置」において、「8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した予測の実施に当たり、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全措置の内容、方法及び実施主体等について整理した結果を p8.2-15、p8.2-21 に示しております。なお、動植物の基盤となる植生については緑化により影響を低減する計画であり、2 章の p2.2-16 の「b. 緑化に伴う植栽計画」に緑化面積などを具体的に記載しております。
12	「質問と要望」の 21 の回答で『…以下の措置を講じる』の後段に箇条書きで記載している事項が具体的な記載部分となります。」とあるが、この部分はまだ具体性に欠けていると思う。	説明会のご質問でありました p8.1.4-98 の環境影響評価準備書保全措置については、ご説明したとおり p8.1.4-98(a) 環境保全措置の箇条書きで記載している事項が具体的な環境保全措置となりますが、このうち、緑化については 2 章の p2.2-16 の「b. 緑化に伴う植栽計画」に具体的に記載しております。

4. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

No.	意見の概要	当社の見解
13	風車の色彩に関して 飛行機に乗って地上を見ると白い風車が大変良く目立ちます。周辺景観の調和の為に白く塗るとなっていますが、目立たなくする為には黒にすべきではないでしょうか。太陽光の影の色（黒）が一番目立たないと思うのですが。	風車の色は、日常的に人が目にする状況を想定し検討しております。そのため、地上から風車を見た時を想定しており、風車の色としては、多くの場合において背景が空となることから周囲に馴染みやすい白色系を採用することにしております。

14	指摘箇所： 第5章 5-1 および 第8章 1.7-1 指摘項目： 「方法書に対する経済産業大臣の勧告16」に従った計画策定がされているかどうかについての疑問 意見内容と理由： 方法書に対する経済産業大臣の勧告16「風車が目立たぬよう風景の中に溶け込むよう検討すること」とあるが、準備書中のフォトモンタージュ（第8.1.7-5図（10））等において、白色系塗装とされている風車は極めて目立ち、風景の中に溶け込んでいるとは到底考えられず経済産業大臣の勧告に従った計画になっているとは考えにくい。私たち蘭越町民・寿都町民がほこる眺望景観～磯谷高原の一面の緑の草原と青い海～の中で、風車が目立たぬよう、風景の中に溶け込むよう、色彩学並びに景観学等、学問的見地から再検討する必要があると考える。	景観の分野における色彩の調和に関する研究は、土木施設の分野において積極的に取り組まれています。また、景観以外の分野でも色彩については様々な研究が行われ、多くの知見が得られております。代表的な指標例は以下のとおりです。 ・無雪期の自然風景地において特に視認性が高いのが「白色」、特に低いのが「茶色」。（「東京農業大学卒業論文集」1974,近藤文子） ・（自然景観との調和を考えた場合）濃黄緑、灰、灰/暗茶、明茶/灰赤が好ましい。暗茶、暗灰緑等の地味な色はあまり好まれないがカモフラージュの観点からは有望である。鮮赤、青、オレンジ等の派手な色は好まれない。（「自然景観地内建築物色彩イメージについての実験的研究（日本造園学会春季大会発表会要旨）」1981 麻生恵,永嶋正信,進士五十八,西川生哉,児玉晃） ・自然風景地で調和しやすい明度／彩度は3.5～5.5／3.0～6.0（無雪季）、4.0～6.0／3.0～6.0（積雪期）である。（「風景と建築の調和技術(国立公園 356／359号）」1979 進士五十八,麻生恵） このように、自然景観との調和を考える場合に、一般には、明度・彩度の低い色が推奨され、特になじみやすい色として、茶系統が挙げられることがありますが、『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』（環境省 平成25年3月）は、「背景が空、水面等の場合は、むしろ灰白色等の無彩色がなじみやすい」と指摘しています。本事業の風力発電機の背景は、多くが空や雲、海となることが予測されるため、上記の知見を踏まえながらも同ガイドラインの指摘を勘案し、白色系を採用することを検討いたしました。 なお、同ガイドラインのシミュレーションにおいて、暗灰色の場合には、背景が山稜や樹林の場合に調和性が高く、空ともまずまず調和すること、明灰色の場合には、背景が空の場合に調和性が高く、背景が山稜でも白よりは調和することが示されております。これらも参考にし、また住民の皆さまのご意見も参考にしながら、白色系の色彩の明度・彩度を検討するとともに、北海道景観計画の景観形成基準も順守し、外装の色彩を決定する所存です。
----	--	--

15	指摘箇所： 第8章 1.7-1 指摘項目： 評価の結果「色彩については、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を白色系に塗装する」についての妥当性。 意見内容と理由： 「色彩については、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を白色系に塗装する」とあるが、フォトモンタージュ（第8.1.7-5図（10））を参照すると、白色系が周辺環境（一面の緑の草原と青い海・青い空）に調和した色彩であるのか疑問である。準備書には白色系が最も周辺景観に調和した色彩であるとする学問的根拠が示されておらず、また、白色系以外にどのような色彩または色彩パターンが検討されたのかも不明である。白色系塗装の周辺環境調和性について、客観的・学問的見地から説明される必要があると考える。	景観の分野における色彩の調和に関する研究は、土木施設の分野において積極的に取り組まれています。また、景観以外の分野でも色彩については様々な研究が行われ、多くの知見が得られております。代表的な指標例は以下のとおりです。 ・無雪期の自然風景地において特に視認性が高いのが「白色」、特に低いのが「茶色」。（「東京農業大学卒業論文集」1974,近藤文子） ・（自然景観との調和を考えた場合）濃黄緑、灰、灰/暗茶、明茶/灰赤が好ましい。暗茶、暗灰緑等の地味な色はあまり好まれないがカモフラージュの観点からは有望である。鮮赤、青、オレンジ等の派手な色は好まれない。（「自然景観地内建築物色彩イメージについての実験的研究（日本造園学会春季大会発表会要旨）」1981 麻生恵,永嶋正信,進士五十八,西川生哉,児玉晃） ・自然風景地で調和しやすい明度／彩度は3.5～5.5／3.0～6.0（無雪季）、4.0～6.0／3.0～6.0（積雪期）である。（「風景と建築の調和技術(国立公園 356／359号）」1979 進士五十八,麻生恵） このように、自然景観との調和を考える場合に、一般には、明度・彩度の低い色が推奨され、特になじみやすい色として、茶系統が挙げられることがありますが、『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』（環境省 平成25年3月）は、「背景が空、水面等の場合は、むしろ灰白色等の無彩色がなじみやすい」と指摘しています。本事業の風力発電機の背景は、多くが空や雲、海となることが予測されるため、上記の知見を踏まえながらも同ガイドラインの指摘を勘案し、白色系を採用することを検討いたしました。 なお、同ガイドラインのシミュレーションにおいて、暗灰色の場合には、背景が山稜や樹林の場合に調和性が高く、空ともまずまず調和すること、明灰色の場合には、背景が空の場合に調和性が高く、背景が山稜でも白よりは調和することが示されております。これらも参考にし、また住民の皆さまのご意見も参考にしながら、白色系の色彩の明度・彩度を検討するとともに、北海道景観計画の景観形成基準も順守し、外装の色彩を決定する所存です。
-----------	--	--

16	指摘箇所： 第8章 1.8-2表(8) 指摘項目： 利用の状況について、利用状況の実態把握調査が不十分と考えられる点。 意見内容と理由： 準備書においては、磯谷高原の利用者数推計が年間約450名という極めて小さい推計値とされているが、この数値は、地元住民の磯谷高原利用の感覚と大きく乖離している。 磯谷高原は、美しい夕日を眺めることができるスポットとして寿都蘭越町内外に広く知られており、晴天時の日没時刻には、たくさんの人が美しい夕日を愛でるために訪れる。 準備書の推計値は、大まかな数値として寿都町役場から聞き取ったものとされ、調査方法は不明とあり、実際に利用実態調査が行われたのかすら曖昧である。また、現地調査は、撮影された写真から、曇天の昼間に行われたものと推定され、最も利用の多い晴天時の日没時刻におこなわれたものではない。6月～8月の晴天時の日没時刻における「人と自然との触れ合いの活動の場」利用実態調査を行い、正確な利用状況を把握する必要があると考える。	「磯谷高原」の利用状況につきましては、現地調査の他、役場への聞き取り調査及び地元住民の方へのヒアリング調査を行っており（地元住民の方へのヒアリング結果は「林道蘭越磯谷線」の利用状況に記載）、その結果を踏まえまして、「利用が集中することはない」と予測いたしました。 磯谷高原からの日没の眺望景観につきましては、シミュレーションを行い、日没位置と風力発電機との位置関係及び日没時の風力発電機の見え方について予測した結果、日没方向と風力発電機の視認される方向には開きがあり、夕陽に風力発電機が重複することはないことから、追加調査は不要と考えております。
----	--	---

17	指摘箇所： 第8章 1.8-5表(1) 指摘項目： 磯谷高原において、活動の快適性に影響が生じるおそれについて 意見内容と理由： 準備書では、磯谷高原において活動の快適性に影響が生じるおそれはあるが、その影響は小さいとしている。 影響が小さいとする理由として、「雷電山」や「羊蹄山」を望む眺望は妨げられないことを挙げているが、本地点からの眺望の魅力は、積丹半島から蘭越・磯谷海岸・寿都岬・羊蹄山・ニセコ連山・雷電岳、それらを含む360度の自然景観すべてであり、特に海に沈む雄大な日没を眺めることが、本地点における主たる「人と自然とのふれあい活動」といえる。風力発電施設は、360度の自然景観を大きく阻害する人工構造物となり、とくに風力発電機によって、美しい夕日との一体景観である積丹半島・蘭越海岸・日本海の水平線などの眺望が著しく妨げられ、活動の快適性に大きく影響を与えたと考えられる。 また、「本地点は眺望スポットとしてはさほど知られておらず」という説明も地元住民の感覚とは乖離しており、「さほど知られていない」とする根拠も一切示されておらず不明である。さらに、「風力発電機が眺望のポイントのひとつにもなり得る」という根拠の示されていない説明は、単に事業者側の一面的な見解を示しているにすぎず、風力発電機の林立に飽き飽きした感の強い北海道日本海側の現在の状況を反映した考え方とは言えない。風力発電機は本地点の眺望にとって少しも魅力的な人工構造物ではない。 以上のことから、「影響が少ない」とする準備書の説明は納得性のある説明ではないと考える。	ご指摘のとおり、磯谷高原からの眺望の魅力は、360度の自然景観であると考えますが、その中でも主たる眺望対象は、北海道景観計画において「地域の良い景観資源」として示された、「雷電山」及び「羊蹄山」であると考えます。この主たる眺望景観に支障を与えないこと（眺望を遮らないこと）により、磯谷高原からの360度の自然景観への影響が小さくなるものと考えました。 磯谷高原からの日没の眺望景観につきましては、シミュレーションを行い、日没位置と風力発電機との位置関係及び日没時の風力発電機の見え方について予測いたしました。その結果、日没方向と風力発電機の視認される方向には開きがあり、夕陽に風力発電機が重複することはないことが予測されたため、日没の眺望景観を楽しむ活動にも大きな影響を与えないものと考えております。 また、「本地点は眺望スポットとしてはさほど知られておらず」という表現は、役場への聞き取り調査の際、本地点については「隠れた眺望スポット」としてご案内いただいたこと、地元住民の方へヒアリングした際も、磯谷高原を含む林道蘭越磯谷線については、山菜採りや抜け道としての利用のみご教示いただいたことから、このような表現を使用いたしました。 「風力発電機が眺望のポイントのひとつにもなり得る」という表現は、国内には、風力発電機を眺望ポイントの一つとして謳っている高原もあるため、現段階で眺望スポットとしてさほど知られていない本地点が今後、「風力発電機と共に広大な眺望が楽しめる高原」として認知されていく可能性を秘めていると考えたことから、このような表現を使用しましたが、ご指摘の通り、あくまで可能性であり誤解を招きかねない表現であったため、評価書においては「本地点に直接的な変化は及ばないものの、現時点で想定されている風力発電機設置予定位置が近接しているため、活動の快適性に影響が生じるおそれはある。しかし、現時点で想定されている風力発電機設置位置は本地点の北方向及び南方向であり、「雷電山」や「羊蹄山」を望む眺望を直接的に妨げないこと、設置する主要な構造物は最小限の規模とする等の環境保全措置を講じることから、その影響は小さいものと予測する。」に修正いたします。
----	--	--

5. その他

No.	意見の概要	当社の見解
18	有識者の氏名を伏せ「質問と要望」の5の回答で、有識者の氏名の公表を拒否したことは、大きな問題であり、準備書に記載された調査、予測、評価の内容の信ぴょう性に大きな疑義を持つ。	有識者名の公表については、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」（平成24年3月 環境省総合環境政策局）において、「助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。」との記載から、非公開としております。
19	「質問と要望」の17の回答で、「移植後の状況が芳しくない場合には、有識者に相談しながら、さらなる措置を講じる等、対策を検討いたします。」とあるが、有識者の氏名が明らかでなく、具体的な対策が示されていないので、実効性のある対策が実施されるか疑問を持つ。	有識者名の非公開の理由は回答18の通りです。また、移植後の状況が芳しくない場合は、有識者に相談しながら、実効性のある対策を実施するように努めます。
20	準備書の印刷を拒否するなど、住民の意見表明に協力的でない態度が明らかである。	準備書の縦覧は、環境影響評価法 第十六条第一項に基づき、蘭越町役場及び寿都町役場での縦覧及びインターネットでの縦覧としました。準備書の印刷は、紙媒体での縦覧との公平性を欠くことからお断りさせていただきました。
21	上記の理由から、再調査の実施、予測、評価のやり直しを強く要求する。	「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省 原子力安全・保安院、平成19年1月改定）に準拠して調査、予測、評価を行っていることから、本準備書は妥当なものと考えております。

(仮称) 尻別風力発電所に係る環境影響評価準備書の公告

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づき「(仮称) 尻別風力発電所 環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 風力開発株式会社

代表者 代表取締役 塚脇 正幸

所在地 東京都港区西新橋一丁目一番一五号

二、対象事業の名称・種類及び規模

名称 (仮称) 尻別風力発電所

種類 風力(陸上)

規模 出力最大二万六千キロワット(風力発電機の機数 十一基から十三基)

三、対象事業が実施されるべき区域

北海道寿都郡寿都町磯谷町地区及び北海道磯谷郡蘭越町地区

四、関係地域の範囲

北海道寿都郡寿都町、北海道磯谷郡蘭越町

五、準備書等の縦覧場所、期間及び時間

場所 寿都町役場二階産業振興課及び蘭越町二階総務課

期間 平成二十六年七月二十三日(水)から

八月二十二日(金)(土曜日・日曜日・

「国民の祝日に関する法律」に規定す

る祝日及び閉庁日は除く)

時間 午前九時から午後五時

準備書及び要約書の電子縦覧は次のウェブ

ページでご覧いただけます。

<http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html>

六、意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することが

できます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限 平成二十六年九月五日(金) 必着

縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くだ

さるか、左記まで郵送してください。

提出先 〒一〇五—〇〇〇三 東京都港区西

新橋一丁目一番一五号

風力開発株式会社 宛

意見書提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

② 意見書を提出の対象である準備書の名称

③ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載

してください。)

八、準備書の説明会の開催を予定する日時・場所

磯谷会館 平成二十六年八月五日(火) 十八

時から二十時

蘭越町介護予防拠点センターみなと 平成二

十六年八月六日(水) 十八時から二十時

平成二十六年七月二十三日

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

風力開発株式会社

代表取締役 塚脇 正幸

日刊新聞紙に折込チラシで配布した広告
北海道新聞、読売新聞、朝日新聞（平成 26 年 7 月 23 日 朝刊）

町民の皆様方へ

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の縦覧及び説明会のお知らせ

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：風力開発株式会社
代表者：代表取締役 塚脇 正幸
所在地：東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号
2. 事業の名称・種類及び規模
名称：(仮称) 尻別風力発電所
種類：風力（陸上） 規模：出力 最大 26,000 kW（風力発電機の台数 11 基～13 基）
3. 事業の範囲
北海道寿都郡寿都町磯谷町地区及び北海道磯谷郡蘭越町港町地区
4. 準備書等の縦覧場所、期間及び時間
場所：寿都町役場 2 階産業振興課及び蘭越町 2 階総務課
期間：平成 26 年 7 月 23 日（水）～8 月 22 日（金）（土・日・祝日を除く）
時間：午前 9 時～午後 5 時
準備書及び要約書の電子縦覧は次のウェブページでご覧いただけます。
<http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html>
5. 意見募集
準備書について環境の保全の見地から書面にて意見を提出することが可能です。
提出期限：平成 26 年 9 月 5 日（金）必着
提出方法：縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、下記まで郵送してください。
意見書提出に必要な事項
①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②意見書を提出の対象である準備書の名称
③準備書について環境保全見地から意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）
6. 準備書説明会
磯谷会館 平成 26 年 8 月 5 日（火）18 時～20 時
蘭越町介護予防拠点センターみなと 平成 26 年 8 月 6 日（水）18 時～20 時
7. 意見提出先
〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号
風力開発株式会社 宛

以上

自治体広報誌への掲載（寿都町）

「暮らしのお知らせガイド」平成26年7月号掲載

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の 縦覧及び説明会のお知らせ

◆事業者の名称、代表者の氏名及び所在地

名称：風力開発株式会社
代表者：代表取締役 塚脇 正幸
所在地：東京都港区西新橋1丁目1番15号

◆事業の名称・種類及び規模

名称：（仮称）尻別風力発電所
種類：風力発電機
規模：発電設備出力
最大26,000kW
（風力発電機の台数11基～13基）

◆事業の範囲

寿都町磯谷町地区及び蘭越町港町地区

◆準備書等の縦覧場所、期間及び時間

場所：寿都町役場2階産業振興課
蘭越町役場2階総務課
期間：平成26年7月23日（水）～
8月22日（金）
（土・日を除く）

時間：9時～17時

準備書及び要約書の電子縦覧は次のホームページでご覧いただけます。

<http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html>

◆準備書説明会

磯谷会館

平成26年8月5日（火）18時～20時

蘭越町介護予防拠点センターみなと

平成26年8月6日（水）18時～20時

自治体での広報（蘭越町）

「チラシ」（蘭越町役場作製） 平成 26 年 8 月初旬配布

町民の皆様方へ

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の縦覧及び説明会のお知らせ

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：風力開発株式会社

代表者：代表取締役 塚脇 正幸

所在地：東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号

2. 事業の名称・種類及び規模

名称：（仮称）尻別風力発電所

種類：風力（陸上） 規模：出力 最大26,000kW（風力発電機の台数11基～13基）

3. 事業の範囲

北海道寿都郡寿都町磯谷町地区及び北海道磯谷郡蘭越町港町地区

4. 準備書等の縦覧場所、期間及び時間

場所：蘭越町役場 2 階総務課

期間：平成26年7月23日（水）～8月22日（金）（土・日・祝日を除く）

時間：午前9時～午後5時

準備書及び要約書の電子縦覧は次のウェブページでご覧いただけます。

<http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html>

5. 意見募集

準備書について環境の保全の見地から書面にて意見を提出することが可能です。

提出期限：平成26年9月5日（金）必着

提出方法：縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、下記まで郵送してください。

意見書提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 意見書を提出の対象である準備書の名称
- ③ 準備書について環境保全見地から意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

6. 準備書説明会

蘭越町介護予防拠点センターみなと 平成26年8月6日（水）18時～20時

7. 意見提出先

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号

風力開発株式会社 宛

日本風力開発株式会社のホームページに準備書の届出について掲載

平成 26 年 7 月 23 日
風力開発株式会社

「(仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、環境影響評価法第 14 条第 1 項及び 15 条の規定に基づき「(仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)及び要約書を作成し、電気事業法第 46 条の 11 の規定により、平成 26 年 7 月 22 日付で経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、寿都町町長、蘭越町町長へ送付しました。

また、環境影響評価法第 16 条に基づき、本日 7 月 23 日より自治体庁舎において、準備書及び要約書の縦覧を行います。

1. 準備書等の縦覧

- (1) 縦覧場所：寿都町役場 2 階産業振興課
蘭越町役場 2 階総務課

- (2) 縦覧期間：平成 26 年 7 月 23 日（水）～8 月 22 日（金）
（土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く）

- (3) 縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時

※当ウェブページで準備書及び要約書を平成 26 年 7 月 23 日から平成 26 年 8 月 22 日迄閲覧することができます。

2. 意見募集

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書を提出の対象である準備書の名称
- ・準備書について環境保全見地から意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函（平成 26 年 9 月 5 日（金）まで）
- ・事業者に郵送（平成 26 年 9 月 5 日（金）必着）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号
風力開発株式会社 宛

(問い合わせ先)

風力開発株式会社 電話 03-3519-7250（平日 9 時 30 分～17 時 30 分）

北海道庁のホームページに掲載


[北海道](#)

[ホームページの使い方](#)
[サイトマップ](#)
[文字を大きくするには](#)

サイト内検索: [Google™カスタム検索](#) [検索](#)

[ホーム](#)
[観光](#)
[くらし・医療・福祉](#)
[環境・まちづくり](#)
[教育・文化](#)
[産業・経済](#)
[行政・政策・税](#)

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > 環境影響評価に関する告示(公告)・縦覧情報

[いいね!](#) { 0 }
 [ツイート](#) { 0 }
 [G+1](#) { 0 }

こちら環境影響評価に関する告示(公告)・縦覧情報

配慮書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
方法書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
準備書	○ (仮称)尻別風力発電所環境影響評価準備書 「(仮称)尻別風力発電所環境影響評価準備書」及びこれを要約した書類の縦覧が始まりました(縦覧期間:7月23日～8月22日まで)。詳細は、こちらの事業者HPをご覧ください。
評価書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
着手後の事後調査等報告書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
完了後の事後調査等報告書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
その他	告示(公告)・縦覧案件はありません。

注: ◎は北海道環境影響評価条例に基づく案件、○は環境影響評価法に基づく案件を表しています

日本風力開発株式会社のホームページに準備書及び要約書を公表



Energy for Tomorrow
日本風力開発株式会社
JAPAN WIND DEVELOPMENT CO., LTD.

[・ サイトマップ](#)
[・ English](#)

[企業情報](#)
[財務・IR情報](#)
[事業案内](#)
[国内外の風力発電所・拠点](#)
[風力発電について](#)
[よくあるご質問](#)

[日本風力開発株式会社HOME](#) > [事業案内](#) > 電子鑑覧

事業案内
Business guidance

- ビジネスフィールド
- 電子鑑覧

写真ギャラリー



Energy for Tomorrow
イオス エンジン・サービス株式会社
Eco-Service & Support Co., Ltd.

イオス エナジー マネジメント 株式会社
Eco-Service Management Co., Ltd.

グリーンエネルギーポータルサイト
つくること・つなぐこと・えらぶこと
Green Energy Partnership

未来が変える。日本が変える。
25
周年

事業案内
Business guidance



（仮称）尻別風力発電所 環境影響評価準備書

（仮称）尻別風力発電所 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）
準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を環境影響評価法第16条の規定に基づき
公表します。
準備書及び要約書は平成26年8月22日（金）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

「（仮称）尻別風力発電所 環境影響評価準備書」の届出及び閲覧について
表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 方法書についての意見及び事業者の見解
第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第8章 環境影響評価の結果
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
8.1.1 大気環境
8.1.2 水環境
8.1.3 その他の環境
8.1.4 動物
8.1.5 植物
8.1.6 生態系
8.1.7 景観
8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場
8.1.9 廃棄物等
8.1.10 温室効果ガス
8.2 環境の保全のための措置
8.3 事後調査
8.4 環境影響の総合的な評価
第9章 環境影響評価を受託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
要約書

（問い合わせ先）
風力開発株式会社 電話 03-3519-7250（平日9時30分～17時30分）
※風力開発株式会社は日本風力開発株式会社100%出資の風力発電所開発専門の子会社です。

[このページの先頭へ](#)

Copyright © Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

[よくあるご質問](#) | [サイト利用条件](#) | [個人情報保護](#) | [サイトマップ](#)

平成26年7月23日
風力開発株式会社

「(仮称)尻別風力発電所環境影響評価準備書」を閲覧される方へ

蘭越町港町地区及び寿都町磯谷町地区における風力発電事業計画に伴い、平成24年5月に縦覧した方法書に基づき調査した結果を記載した、環境影響評価準備書を縦覧いたします。

本書の公告縦覧は、環境影響評価の内容について広く皆様に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくとともに、地域の皆様からのご意見を伺うことを目的として行っております。

したがって、下記の点についてご注意いただき、より多くの方にご覧になっていただきたいと考えています。

記

- ① 「(仮称)尻別風力発電所環境影響評価準備書(以下、「本書」といいます。)」に対し、環境保全の見地からのご意見を提出したい場合は、「意見用紙」に必要事項を日本語でご記入の上、意見箱へ投函していただくか、下記連絡先に郵送で送付をお願いいたします。
- ② 縦覧期間及び意見聴取期間は、次のとおりです。

縦覧期間	平成26年7月23日より平成26年8月22日まで (土・日・祝を除く)
時間	午前9時00分から午後5時00分まで
意見聴取期間	平成26年9月5日まで
- ※ 郵送・FAXの場合は、下記連絡先へ意見聴取期間最終日迄に必着でお送り下さい。
郵送用の封筒を用意しております。(郵送料・通信料等はご負担ください。)
- ③ 本書の縦覧場所以外への持ち出しおよび、写真撮影はご遠慮ください。
- ④ 本書は丁寧に閲覧いただき、破損の無いようにお願いいたします。
- ⑤ 閲覧場所は公共の施設ですので、お静かにお願いいたします。
- ⑥ 本書の記載内容に関して、役場へのお問い合わせはご遠慮ください。

◆ 連絡先 風力開発株式会社
〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目1番15号
TEL:03-3519-7250 FAX:03-3519-7255

以 上

ご意見用紙

縦覧図書名： (仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書

上記の縦覧図書を閲覧いただいたうえで、環境保全の見地からご意見がある場合は、下欄にご記入いただき、備付けのご意見ボックスに投入又は郵送をお願いいたします。

ご意見の内容について、弊社より連絡させていただくこともございますので、ご連絡先を所定の欄にご記入ください。ご提供いただいた個人情報については本件ご連絡以外には使用いたしません。

ご連絡先：ご住所 _____
フリガナ _____
ご芳名 _____ お電話番号 _____

ご指摘の箇所：ご指摘ページ _____ ページ セクション 第 _____ 章

ご指摘項目： _____ について
ご意見の内容とその理由 (日本語でご記入ください。In Japanese Only.)

ご記入日 年 月 日

ご意見有難う御座いました。

風力開発株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目1番15号

TEL:03-3519-7250 FAX:03-3519-7255

第 8.1.4-14 図 重要な底生動物の確認位置（拡大図）

